

平成 24 年度 沖縄スパブランド構築促進事業
沖縄エステティック・スパ施設認証
募集要領



受付期間 平成 24 年 11 月 7 日 (水)～12 月 5 日 (水) (土曜・日曜・祝日を除く)
提出方法 郵送もしくは持参(沖縄県エステティック・スパ協同組合事務局)

平成 24 年 11 月

沖縄県エステティック・スパ協同組合(OESC)

OKINAWA ESTHETIC&SPA COOPERATIVE SOCIETY

<問合せ先>

沖縄県エステティック・スパ協同組合 事務局
TEL 098-832-1780

<郵送先>

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川 3-5-1 東武壺川ビル 2 階(パシフィック・ホスピタリティー・グループ内)

目 次

沖縄エステティック・スパ施設認証制度について	1
1. 申請事業者要件	2
2. 申請書類	2
3. 認証の基準	3
4. 審査方法	4
5. 提出方法	4
6. 申請受付および審査時期	4
7. 費用	5
8. 認証の期間	5
9. 認証取得までの流れ	6

沖縄エステティック・スパ施設認証制度について

<沖縄エステティック・スパの定義>

沖縄エステティック・スパとは、健康と美の維持・回復や癒しの提供を目的として、沖縄のちむぐる(肝心)をもって、沖縄の天然資源を活用した、沖縄らしい空間演出のなかで、様々な専門的施術サービスを提供する施設とする。

<目的>

本施設認証は、沖縄のエステティック・スパ施設の安心・安全なサービス品質を確保し、沖縄の地域資源を活用した独自のサービス向上と、沖縄のエステティック・スパサービスの観光商品化および認知度向上・普及を行うことにより、沖縄スパの国際ブランド化を目指すことを目的とする。

<認証の範囲>

本認証は、顧客が沖縄のエステティック・スパのサービスを安心して得られるための「施設」「サービス」「エステティシャン・セラピスト」「安心・安全・衛生管理」「沖縄らしさ」の各要件について、認証基準に合致していることを証するものであり、この認証は施設サービスの品質や経営内容を保証するものではない。また、使用される製品、医療機関に相応する事項、宿泊やレストランでのサービス品質についても含まれないものとする。

平成 24 年 11 月 1 日

沖縄県エステティック・スパ協同組合

1. 申請事業者要件

沖縄エステティック・スパ施設認証制度に申請できるのは、次の要件を満たしている事業者とします。

- (1) 認証を得ようとする施設が沖縄県内に所在すること
- (2) エステティック、スパのサービスを提供している施設であること
- (3) 申請する事業者が沖縄県エステティック・スパ協同組合に組合員として加入していること
- (4) 申請様式 9 の業務委託元事業者の審査協力の同意書を得ている(申請する店舗が、申請事業者自身の直接経営ではなく、ホテル等から業務委託をされて運営している場合)
- (5) 法令に反するサービスメニューの提供を行っていない施設であること。

※医師法、理容師・美容師法、薬事法

- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第二条」に該当するいわゆる「性風俗関連特殊営業」の事業を営んでいないこと
- (7) 申請の日前 3 年以内に以下の事由に該当していないこと

- 公序良俗に反する事業を行っている
- 反社会的勢力及び団体と関係を有している
- 解散または破産している(民事再生法・会社更生法・特別清算等の適用会社を含む)
- 補助、補佐及び後見の宣告を受けている
- 「特定商取引に関する法律第四十六条及び四十七条」に基づき指示・停止命令がなされている
- その他事業の運営に関わり行政処分・違法行為をしている
- 当組合における認証判定委員会において不適合の判定を受け、その後も認証の取得ができないまま改善計画を講じていない施設を運営している
- 第 35 条の認証取消処分を受けた施設を運営している

2. 申請書類

本施設認証は店舗ごとの申請となります。

本施設認証制度に申請される事業者は、「沖縄エステティック・スパ施設認証規程」に定められた以下の第 1 号から第 16 号の必要書類を添え、組合宛、ご提出ください。申請する書類は読みやすい丁寧な文字で記載していただくようお願いします。

- (1) 申請様式 1 「沖縄エステティック・スパ施設認証制度申請書」
- (2) 申請様式 2 「企業概要書」
- (3) 申請様式 3 「申請施設の地図および店舗写真(外観)」
- (4) 申請様式 4 「申請施設の見取り図」
- (5) 申請様式 5 「施設内容」
- (6) 申請様式 6 「施設特徴および沖縄独自性について」
- (7) 申請様式 7 「品質保持のための対策」
- (8) 申請様式 8 「強引なセールスを行わない旨の宣誓書」
- (9) 申請様式 9 「業務委託先元事業者審査協力同意書」(※申請する店舗が業務委託の場合のみ)
- (10) 発行後 3 ヶ月以内の登記簿謄本(個人事業者の場合は事業開設証明書)(コピー可)
- (11) 店舗運営・サービス内容において必要とされる各種法令に係る許可書の写し
- (12) 店舗パンフレットおよびメニュー表等 消費者配布資料
- (13) 衛生に関するチェック表記録の写し(2 カ月) ※そうじチェック表等(様式ナシ)
- (14) 技術の定期チェック表記録の写し

(15) 申請関連諸費用(¥32,000)の振込証明書コピー

(16) TSP マーク認証の写し(施設内セラピスト全体の 10%)、かつ、エステティシャン、スパセラピストどちらかの資格証明書の写し(施設内施術者全体の 40%)。なお、この内容については 2 年間の猶予期間を設けるものとします。猶予期間内に TSP、資格等、必要要件を取得する旨の宣誓書をご提出いただき、内部検討の上、猶予期間許可とさせていただきます。詳細については組合事務局宛ご相談ください。

注) 上記資格とは、以下の通りです。以下内容以外の資格については、別途、資格内容を調査・協議の上、判断させていただきます。

＜本認証制度において要件とする技術者の「資格」に該当するもの＞

下記国内、海外における資格発行を実施している「団体、組織、国」が実施している原則 300 時間以上のエステティック、スパにおける理論課程、技術課程を修了、習得し、資格を取得した技術者を本認証制度における資格要件とします。

国内認証団体・組織	認定特定非営利活動法人 日本エステティック機構
海外・国内認証団体・組織	一般社団法人 CIDESCO-NIPPON
	CIDESCO (Comité International D'Esthétique Et De Cosmétologie)
	CIBTAC (The Confederation of International Beauty Therapy & Cosmetology)
	ITEC (International Therapy Examination Council limited)
	IFA (International Federation of Aromatherapists)
国	オーストラリア国際資格
	アメリカ合衆国(州)
	フランス

3. 認証の基準

認証に際しては、顧客が沖縄のエステティック・スパのサービスを安心して得られるための「施設」「サービス」「エステティシャン・セラピスト」「安心・安全・衛生管理」「沖縄らしさ」の各要件について、認証基準に合致しているか否かを確認、審査するもので、以下の基準内容の整備について確認、審査を行います。

- (1) エステティックもしくはスパに関するサービスメニューを提供している施設であるか。
- (2) 最低限の衛生管理、サービス内容保持のための仕組みがあり、それらの定期的なチェック制度が設けられ、実施・運用されているか。
- (3) 防災安全性の向上を図る法令規程に従った災害時対応マニュアルがあり、お客様の安全が確保された店舗運営を行っているか。
- (4) 従事する職員の労働環境・就業体制が十分に配慮された店舗経営であるか。
- (5) 申請店舗内の施術者について、常時、TSP マーク認証取得者が全体の 10%以上、かつ、エステティシャン、スパセラピストの資格保有者が全体の 40%以上いるか。
- (6) 「健康、美、癒し」サービスとして、県外の施設との差別化となる沖縄独自性を意識した施設内容およびサービスメニューづくりを行っているか。
- (7) 法令に反するサービスメニューの提供を行っていないか。※医師法、理容師・美容師法、薬事法
- (8) 消費者保護法(消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、訪問販売法、貸金業規制法、利息制限法)に反しない施設であるか。
- (9) お客様の声を拾うためのアンケート設置などの仕組みがあるか。

(10) お客様の不安感をあおる強引なセールスを行わないことを宣誓し、お客様への料金設定や契約規定があるか。

4. 審査方法

審査は3段階審査で行ないます。

(1) 第1次審査(書類審査) ※申請に必要な書類がそろっているかどうか。(事務局)

(2) 第2次審査(現地審査)

※組合へ登録、守秘義務、客観的目線を宣誓した審査員2名が現地で審査。内1名が組合員とする。

(3) 認証判定委員会 ※組合が依頼する有識者等、外部の専門家3名で構成される委員会にて判定。

<審査基準>

A 適合	本認証制度の基準・要件に合致し、本認証制度施設にふさわしいと判断される場合 設問が適切に実施されていることが確認できる場合(直ちに改善された場合を含む)
B 軽度の不備	品質への影響はほとんど問題にならないが、運用上完全を期するため改善した方が 良いと思われる場合/本認証制度の基準・要件に合致し、本認証制度施設にふさわしい かどうか、完全な判断に迷う場合
C 中程度の不備	品質への影響が否定できず運用上改善が必要な場合
D 重度の不備	明らかに指針に抵触する場合

※上記、A、B判定のものについて、組合が認証判定委員会へ判定を依頼提出する。必要に応じ、現地の審査も行ないます。

5. 提出方法

郵送もしくは組合事務局へご持参ください。

申込先(郵送)

〒900-0025 沖縄県那覇市壺川 3-5-1 東武壺川ビル 2階(パシフィック・ホスピタリティ・グループ内)
沖縄県エステティック・スパ協同組合 沖縄エステティック・スパ施設認証制度 申請受付係

※応募書類の返却は致しかねますので、ご了承ください。

6. 申請受付および審査時期

(1) 平成24年度 沖縄エステティック・スパ施設認証制度 申請受付期間

平成24年11月5日から12月6日まで。※当日必着

(2) 審査スケジュール予定

申請受付	平成24年11月7日～平成24年12月30日
第1次審査(書類審査)	平成24年11月8日～平成24年12月30日
第2次審査(現地審査)	平成24年11月13日～平成24年12月30日
認証判定委員会	平成25年2月初旬開催予定
認証結果通知	平成25年2月末頃

7. 費用

認証関連諸費用は、以下のとおりです。

初回費用	
申請・審査費用	15,000 円(2 店舗以降 12,500 円)
認証(登録)費	15,000 円(2 店舗以降 12,500 円)
認証書費用	2,000 円
合計	32,000 円(2 店舗以降 27,000 円)

更新費用	
申請・審査費用	15,000 円(2 店舗以降 12,500 円)
認証(登録)費	15,000 円(2 店舗以降 12,500 円)
合計	30,000 円

その他	
認証書再発行費用	10,500 円
追加審査費用	25,000 円

■ 申請・審査申請(¥15,000) + 認証(登録)費(¥15,000) + 認証書費用(¥2,000) = 計 32,000 を下記振込先へお振り込みください。

■ 申請の際、上記、申請関連諸費用(¥32,000)の振込証明書コピーも合わせてご提出ください。

■ 振込手数料は各自負担でお願い致します。

<振込先>

銀行名	沖縄銀行 大平支店
名義	沖縄県エステティック・スパ協同組合 代表理事 新城 恵子
口座番号	普通 1522609

8. 認証の期間

3 年間 ※認証の日から 3 年間

9. 認証取得までの流れ

